

秋田県中小企業災害復旧資金

秋田県では、雪害によって事務所または事業所が罹災した方の復旧を支援いたします。

本制度の特徴

1. 低金利であり、保証料は全額秋田県が負担致します。
2. 長期間でのご返済が可能です。
3. 保証人は、法人が代表者、個人事業主の方は不要です。

融資限度額	30,000千円
資金用途	運転及び設備資金
貸付期間	10年間（据置期間1年）
金利	1.35% ※セーフティネット4号に該当する場合は、1.15%
保証料	0%（秋田県が全額補給します）
保証人	法人は代表者、個人は不要
対象者	県内で1年以上事業を営んでいる方
必要書類	市町村から発行される「罹災証明書」

詳しくは以下へご照会下さい。

- 秋田県産業労働部産業政策課団体・金融班・・・TEL018-860-2215
- 各地域振興局総務企画部地域企画課（各地方総合庁舎内）
- 秋田県信用保証協会本所・・・・・・・・・・・・・・・・・・TEL018-863-9011
- 各商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会

本制度以外にも低利制度融資がございますので、ご相談下さい。